

令和 6 年度

第 2 回

八雲町地域包括支援センター運営協議会



日 時：令和 7 年 3 月 1 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザふれあいホール

会 議 次 第

1 議 題

(1) 報告事項

- ① 令和6年度地域包括支援センター事業評価の結果について P 1

(2) 協議事項

- ① 令和7年度地域包括支援センター運営方針について P 7

- ② 八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について
. . . . P 15

①令和6年度 地域包括支援センター事業評価の結果について

I 目 的									
地域包括支援センターは(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。									
センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要であり、すべての市町村及びセンターで取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるものである。									
II 評価指標									
1 組織運営体制									
(1)組織運営体制									
(2)個人情報の保護									
(3)利用者満足度									
2 個別業務									
(1)総合相談支援業務									
(2)権利擁護業務									
(3)包括的・継続的ケアマネジメント業務									
(4)地域ケア会議									
(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援									
3 事業所間連携(社会保障充実分事業)									
(1)在宅医療・介護連携推進事業									
(2)認知症初期集中支援推進事業									
(3)生活支援体制整備事業									

市町村指標				八雲町	全国調査結果	センター指標				八雲	熊石	全国調査結果
1 組織・運営体制等												
(1) 組織運営体制												
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	75.9%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	95.4%		
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	×	80.4%	2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)	×	×	89.1%		
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	×	56.5%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	×	×	97.2%		
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	88.5%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	×	×	94.9%		
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	98.3%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	98.3%		
					6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	88.0%		
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	×	94.5%								
7	Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	○	74.2%	7	Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	○	○	62.9%		
8	Q26	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	○	65.4%								
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	54.1%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	75.6%		
					9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	○	○	83.0%		
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	78.6%	10	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	74.2%		
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	81.3%	11	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	77.2%		
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	97.1%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	98.1%		
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	86.6%								
平均点数・個数				10	10.3	平均点数・個数				9	9	10.3
平均点数・%				76.9%	79.3%	平均点数・%				75.0%	75.0%	86.1%

市町村指標			八雲町	全国調査結果	センター指標			八雲	熊石	全国調査結果
(2) 個人情報の保護										
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	95.4%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	94.7%
15	Q33	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	87.1%	14	Q23	個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	93.1%
				15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	○	95.7%	
				16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	77.7%	
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○	92.3%						
平均点数・個数			3	2.7	平均点数・個数			4	4	3.6
平均点数・%			100.0%	91.6%	平均点数・%			100.0%	100.0%	90.3%
(3) 利用者満足の上										
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	87.8%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	97.8%
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	97.3%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	97.7%
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	84.0%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	97.2%
平均点数・個数			3	2.7	平均点数・個数			3	3	2.9
平均点数・%			100.0%	89.7%	平均点数・%			100.0%	100.0%	97.5%
1 組織運営体制等 計 点数:個数			16	15.8	1 組織運営体制等 計 平均点数:個数			16	16	16.9
1 組織運営体制等 計 点数:%			84.2%	86.9%	1 組織運営体制等 計 平均点数:%			84.2%	84.2%	91.3%

		市町村指標	八雲町	全国調査結果		センター指標	八雲	熊石	全国調査結果	
2 個別業務										
(1) 総合相談支援業務										
20	Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	○	88.9%						
					20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	○	95.3%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	57.0%	21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	79.9%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	92.3%	22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	95.8%
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.4%	23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	98.8%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.3%	24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	96.3%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握している	○	92.1%	25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	○	94.3%
平均点数・個数			6	5.2	平均点数・個数			6	6	5.6
平均点数・%			100.0%	87.5%	平均点数・%			100.0%	100.0%	93.4%
(2) 権利擁護業務										
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	86.6%	26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	○	88.0%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	95.7%	27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	98.3%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	96.6%	28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	97.8%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	×	85.5%	29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	×	×	93.2%
					30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	×	×	86.8%
平均点数・個数			3	3.6	平均点数・個数			3	3	4.6
平均点数・%			75.0%	91.1%	平均点数・%			60.0%	60.0%	92.8%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務										
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	83.9%	31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	○	93.9%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	×	75.6%	32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	×	○	77.4%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	55.7%	33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	90.0%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	59.6%						
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	84.1%	34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	×	×	87.0%
					35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	○	84.2%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	77.6%	36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	×	80.5%
平均点数・個数			5	4.4	平均点数・個数			4	4	5.1
平均点数・%			83.3%	72.7%	平均点数・%			66.7%	66.7%	85.5%

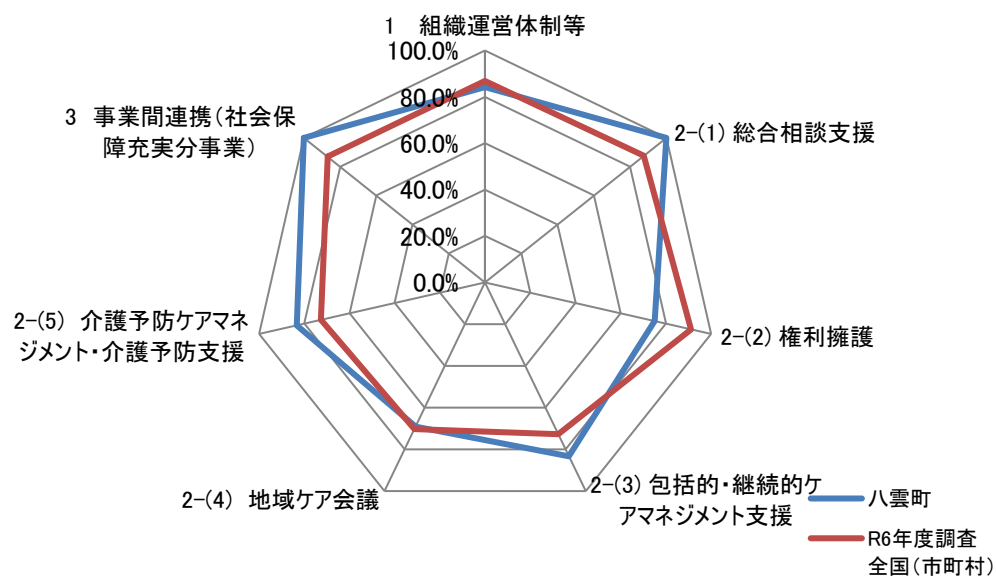
市町村指標				八雲町	全国調査結果	センター指標				八雲	熊石	全国調査結果
(4) 地域ケア会議												
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	72.3%	37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	86.6%		
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	○	61.1%								
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	73.5%	38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	85.3%		
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	89.4%	39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	93.0%		
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	89.9%	40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	84.2%		
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	82.0%	41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	92.2%		
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	×	78.5%	42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	×	×	87.4%		
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	69.2%	43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	×	○	84.0%		
44	Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○	58.7%								
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	×	78.1%	44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	×	×	78.2%		
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	89.0%	45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	92.5%		
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×	18.2%								
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	×	53.6%								
平均点数・個数			9	9.1	平均点数・個数			6	7	7.8		
平均点数・%			69.2%	70.3%	平均点数・%			66.7%	77.8%	87.0%		
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援												
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	73.6%	46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	83.2%		
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	87.4%	47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	97.0%		
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	39.3%	48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	×	58.2%		
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	70.1%	49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	86.1%		
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	69.3%	50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	×	×	94.9%		
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.2%								
平均点数・個数			5	4.4	平均点数・個数			3	3	4.2		
平均点数・%			83.3%	72.7%	平均点数・%			60.0%	60.0%	83.9%		
2 個別業務 計 点数:個数			28	26.8	2 個別業務 計 平均点数:個数			22	23	27.4		
2 個別業務 計 点数:%			80.0%	78.9%	2 個別業務 計 平均点数:%			71.0%	74.2%	88.5%		

	市町村指標			八雲町	全国調査結果	センター指標			八雲	熊石	全国調査結果
3 事業間連携(社会保障充実分事業)											
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	76.7%	51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	87.1%	
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	85.1%	52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	95.7%	
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	89.0%	53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	85.8%	
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている	○	91.4%	54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	88.9%	
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.4%	55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	93.4%	
3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	4.3	3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	5	4.5	
3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	86.9%	3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	100.0%	90.2%	

令和6年度 地域包括支援センター事業評価 全国平均との比較

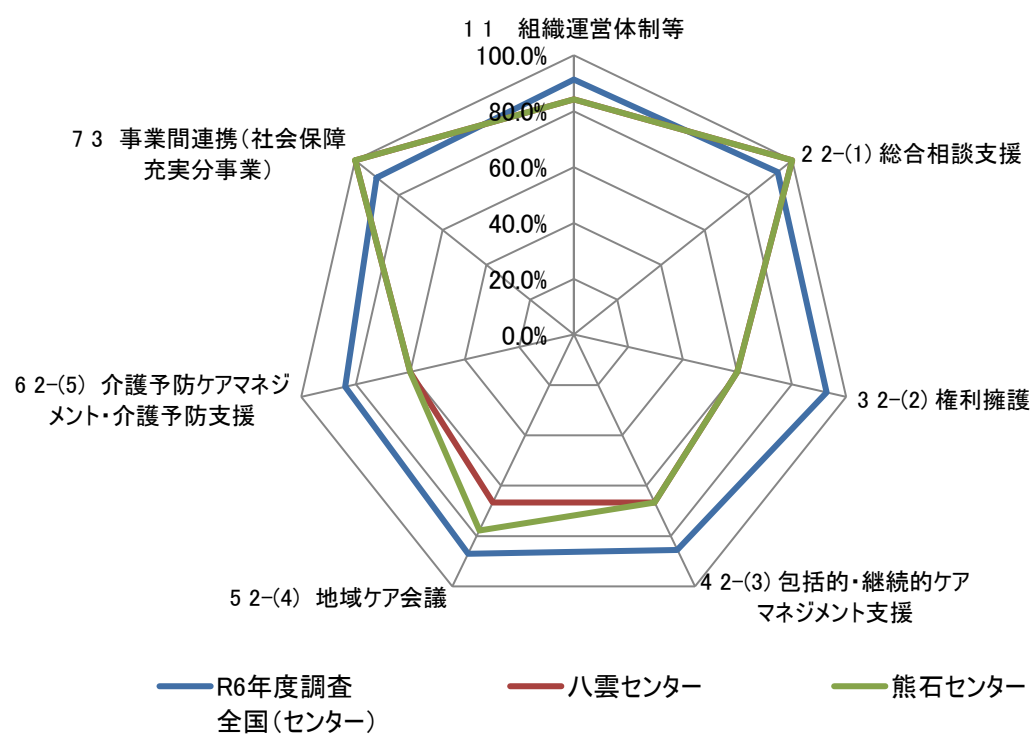
市町村指標

		八雲町	R6年度調査 全国（市町	R5年度調査 全国（市町
1	1 組織運営体制等	84.2%	86.9%	85.6%
2	2-(1) 総合相談支援	100.0%	87.5%	86.9%
3	2-(2) 権利擁護	75.0%	91.1%	89.8%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	72.7%	70.5%
5	2-(4) 地域ケア会議	69.2%	70.3%	69.3%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.3%	72.7%	71.7%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	86.9%	86.5%



地域包括支援センター指標

		R6年度調査 全国（センター）	八雲センター	熊石センター
1	1 組織運営体制等	91.3%	84.2%	84.2%
2	2-(1) 総合相談支援	93.4%	100.0%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	92.8%	60.0%	60.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	85.5%	66.7%	66.7%
5	2-(4) 地域ケア会議	87.0%	66.7%	77.8%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.9%	60.0%	60.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	90.2%	100.0%	100.0%



(2) 協議事項 ①令和7年度八雲町地域包括支援センター運営方針について

令和7年度八雲町地域包括支援センター運営方針（案）

この運営方針は、八雲町地域包括支援センターが、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

なお各種感染症の感染防止に配慮した事業の運営を図ることとする。

1. 地域包括支援センターの意義・目的

各地域の高齢者等の心身の健康維持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

また地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価し地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図る。

2. 基本理念

「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）において、「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！活力ある85歳」を将来像として、

- ①いつまでも現役で活躍できるまち
- ②高齢者が安心して暮らせるまち
- ③高齢者と地域がともに支え合うまち

の3つを基本目標として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

3. 地域包括支援センターの体制

- (1) 八雲地域包括支援センター（シルバープラザ） 旧八雲町の区域
職員体制：保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名
* 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員を兼務する。
- (2) 熊石地域包括支援センター（熊石総合支所） 旧熊石町の区域
職員体制：保健師1名、社会福祉士1名、事務職員1名（兼務）

* 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、居宅介護支援事業における介護支援専門員を兼務する。

(3) 電話転送などにより、24時間365日相談できる体制を整える。

4. 運営における基本視点

(1) 「公益性」の視点

町が設置する機関であることから、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(3) 「協働性」の視点

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種をはじめとした専門職が、相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等との関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進する。

また共通する課題については、八雲・熊石の両地域で協働して取り組む。

5. 業務推進の指針

(1) 事業計画の作成

地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、年間の事業計画を作成する。

(2) 職員の姿勢

地域包括支援センターの職員であると同時に八雲町の職員として業務を行う。

特に地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

職員は相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、自己研鑽に務める。

(3) 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会のほか、民生委員協議会等の様々な場で地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

(4) 個人情報の保護

業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあることから、その保護にあたっては、八雲町個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこととする。

(5) プライバシーの保護

業務の実施にあたっては、プライバシーの保護に努めるものとし、住民の相談対応等にあたっては、個別に仕切られたスペースや相談室で行うなど、個人情報の保護に配慮した形で実施する。

(6) 広報活動

業務を適切に実施していくため、また業務の理解と協力を得るため、広報やくもや町ホームページの活用、パンフレット等を作成し積極的に広報を行う。

また厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を活用して、事業内容・運営状況に関する情報を公表し、適宜更新を行う。

(7) 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を聴取書により記録し、迅速かつ適切に対応する。

(8) 公正・中立性の確保

公正・中立性の確保のために、センターの責務として、以下の項目に留意し業務を行う。

- ①居宅介護支援事業所、介護サービス事業所の紹介を公正・中立に行うこと
- ②介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託先が特定の居宅介護支援事業所に偏らないこと

6. 実施する業務

今年度は、各地域の実情に合わせ、認知症ケアパスの普及について重点的に取り組むものとする。また各事業については以下のとおり取り組む。

(1) 総合相談支援業務

①実態把握

様々な手段を用いて、地域の高齢者の心身状況や環境等についての実態把握を行い、早期対応できるように取り組む。

ケアラー支援の「新たな視点」にたって介護や援助を行う家族等も支援の対象者と捉えて支援を行うように努める。

②総合相談業務

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行う。

また必要に応じて保健福祉サービス等の代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の実態把握を行う。

相談対応にあたってはアウトリーチを大切に行い、介護認定を受けていながら、サービスを利用していない方に対する訪問活動を実施する。

③ネットワーク構築業務

医療・介護・福祉サービス関係者、町内会、民生委員、老人クラブなど地域の関係機関と日頃から連携しながら支援を実施するとともに、地域の社会資源を把握する。

④終結条件

受けた相談事例は、「利用者の主訴が解決し、それ以外の大きな問題がない」、「他関係機関に繋げ、引継が終了した」、「介護予防支援等他事業に移行した」等の場合は終結として、対応に時間がかかる場合は支援の方向性が決まった時点で、相談記録を作成し、継続支援を実施し、経過記録を作成する。

(2) 権利擁護業務

①基本姿勢

高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために、弁護士や司法書士等司法関係者との連携を図り必要な支援を行う。

②成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法律的行為などの支援のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図る。

またそれら制度の周知、啓発にも努める。

③老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、高齢者福祉係と連携し支援する。

④高齢者虐待への対応

高齢者虐待の疑いのある事例を把握した場合には、「高齢者虐待防止法」、「八雲町高齢者虐待マニュアル」に基づき、適切な対応を図る。

⑤困難事例への対応

重層的課題がある、支援拒否、現存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合には、町関係課などとも連携し対応する。

⑥消費者被害の防止

町政策推進課や警察署、金融機関などと連携し、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のための関係機関を紹介する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

地域の介護支援専門員が障害福祉サービス事業者や老人クラブ、ボランティアなど

介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

②地域ケア会議の開催

各地域包括支援センターの職員の質の向上、地域課題の発見、その後の政策形成へ向け、各地域それぞれで地域ケア会議を開催する。

各地域における地域ケア会議は定期開催し、個別事例検討を通じて、関係機関による多職種による検討を行い、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、個別事例の対応策を検討する。

また生活援助の訪問回数の多いケアプランの届出があった場合には、地域ケア会議にて検証を行う。

さらに介護支援専門員やサービス事業者の質の向上を図る観点から研修会を実施する。

- ・発揮すべき機能～①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成

①から③については必ず実施する。

- ・構成員～各地域に所在する介護サービス事業者、医療機関の職員および行政職員などを構成員とし、必要に応じて本人、家族、民生委員、一般住民などを含めて開催する。

- ・開催スケジュール～各地域の実情に応じ、定期開催し、年度当初にスケジュールを決定し、構成員に示す。

③介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常業務の実施に関し、個別の相談、サービス計画書作成にあたっての助言、サービス担当者会議開催支援など専門的見地から支援を行う。

また介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

①地域の医療・介護の資源の把握

生活支援体制整備事業にて作成した様々なサービス、サロン活動、老人クラブなどに関する情報を集約した冊子を町のホームページに掲載する。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療機関の相談員等との意見交換を実施する。

③医療・介護関係者の研修

医療・介護従事者への研修を開催するとともに、八雲保健所が実施する「在宅療養を支える多職種の集い」の八雲地域での開催に協力する。

④切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

情報提供書などの様式の見直しを行う。

⑤医療・介護関係者の情報共有の支援

⑥在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターの総合相談機能として実施する。

⑦地域住民への普及啓発

出前説明会等を通じて発信していく。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

八雲保健所主催の会議に参画し情報交換を行う。

(5) 生活支援体制整備事業

各地域の実情に応じ、住民主体の通いの場の創出と定着の支援、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的とした、生活支援の担い手（有償ボランティア）の養成等による体制づくりを進める。

八雲地域は社会福祉協議会へ事業を委託し実施する。協議体の開催は引き続き地域包括支援センターが事務局となり実施する。

(6) 認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援チーム（認知症初期集中支援推進事業）

認知症初期集中支援チーム員として、八雲総合病院・熊石国保病院と協働し認知症の人やその家族に対する支援を行う。

②認知症地域支援推進員の取組（認知症地域支援・ケア向上事業）

認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの開催、医療機関や介護サービス事業者などの支援機関との支援体制の構築、認知症の人やその家族に対する相談支援などを行う。

(7) 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、ケアマネジメントを実施する。

①自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの実施

ケアマネジメントの実施にあたっては、介護予防の目的である「要介護状態となることをできる限り防ぐ」、「その状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。

介護予防サービス計画の作成にあたっては、介護保険対象サービス、介護予防・生活支援サービス以外の住民主体の地域での活動なども活用したサービス計画に務めるとともに、障がい福祉サービス利用時には相談支援事業者との連携を図る。また必要に応じて、地域ケア会議を活用し多職種による検討を行う。

②ケアマネジメントの類型

・ケアマネジメント A

訪問型サービス（介護予防訪問介護相当及び C）・通所型サービス（介護予防通所

介護相当) 利用

- ・ケアマネジメント C

給食サービスのみ利用の場合

③使用するツール (様式)

- ・基本チェックリスト (事業対象者に該当する場合)
- ・利用者基本情報
- ・興味・関心チェックシート
- ・アセスメント
- ・課題整理総括表
- ・介護予防サービス計画

(8) 一般介護予防事業

①介護予防に対する普及啓発

出前説明会や介護予防教室などにより、介護予防に関する知識の普及啓発などを実施するとともに、地域における住民主体の介護予防活動が行えるよう、動機づけや活動の支援を行う。

また、介護予防に資する地域の活動団体や住民運営の通いの場・地域サロンなどの把握に努め、把握した情報を地域住民及び関係機関へ情報提供し、地域住民の介護予防活動参加の推進に努める。

②介護予防教室の開催

高齢者の介護予防の普及啓発や要介護・要支援状態となることを予防するため、筋力・体力の維持向上を図ることを目的とした介護予防教室を開催する。

③地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の生活機能の維持・向上を図るため短期集中的に相談及び指導を行う訪問型サービス C や介護予防事業に関わる指導者への助言及び指導、介護予防事業に参加する方への助言・指導、地域ケア会議等への助言・指導へのリハビリテーション専門職の関与を進める。

(9) 任意事業

①認知症サポーター等養成事業

認知症地域支援推進員の活動とリンクし、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーター数を増やす。また認知症サポーターのフォローアップや認知症サポーターの活動の場について検討を行う。

②認知症高齢者見守り事業

総合相談事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を活用し、認知症や障がいにより行方不明となる可能性のある方の把握に努め、事業の周知とともに事前登録や見守りシール交付事業の利用を勧める。また行方不明となった方が発生した場合には警察署との連携により関係機関へ連絡を行う。

また認知症の普及啓発を図るため、令和6年度に作成した認知症の人やその家族が「いつ」、「どこで」、「どのような」医療介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」の普及や、9月の認知症月間を意識し、パネル展などを実施し、認知症の普及・啓発を推進する。

③成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者等の成年後見制度の利用の促進のため、必要に応じて町長申立てに向けた支援を実施するとともに、申立費用や後見人等への報酬助成などを行う。

④介護マーク入り名札配布事業

認知症や障がいがある方を介護する方の心理的な負担を軽減し、周囲の目を気にせず地域で生活することができるように、介護者に対し介護マーク入り名札を配布する。

7. 研修計画

以下の研修や講演会等に参加する。

- ・地域ケア会議を活用した研修（町主催）
- ・地域包括支援センター職員研修
- ・在宅療養を支える多職種の集い
- ・地域保健関係職員研修
- ・介護予防従事者研修
- ・ケアラー支援研修
- ・地域看護職員研修
- ・認定調査員研修
- ・町総務課等が実施する職員研修
- ・その他研修

②八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の

一部改正について

○改正の理由

令和6年4月の介護保険制度の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準の改正、総合相談支援事業の一部委託が可能となったこと、指定介護予防支援業務について居宅介護支援事業者が実施可能となったことなどに伴い、「地域包括支援センターの設置運営について」が改正されたことにより、設置要綱を改正するものです。

また八雲地域の生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託したことに伴い、事業の進め方等について、運営協議会が関与することができるようにするものです。

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(設 置) 第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の<u>設置、運営及び評価等に係る必要な事項を協議し、センターの公正、中立的な運営を図るため、八雲町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。</u> (所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を<u>所掌する。</u> (1) センターの設置等に関する<u>次に掲</u>	(設 置) 第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46 <u>第1項</u>に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の<u>各業務の評価等を行い、センターの公正かつ中立な運営を図るため、八雲町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。</u> (所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項に<u>ついて意見を述べるものとする。</u> (1) センターの設置等に関する<u>こと</u>

<u>げる事項の承認に関すること</u> ア 略 イ センターの設置、変更及び廃止並びに<u>法第115条の46に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更</u> ウ <u>包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施</u> エ センターが指定介護予防支援事業者の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定 (2) 略 (3) センターの運営に関する事項 ア 運営協議会は、<u>毎年度ごとに</u>、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。 (ア)～(エ) 略 イ 運営協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、<u>必要な基準を作成した上で</u>、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。 (4) 略	ア 略 イ センターの設置、変更及び廃止並びに<u>センターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</u> ウ <u>センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</u> エ センターが<u>第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等</u> (2) <u>センターの職員配置基準に関すること</u> (3) <u>センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること</u> (4) 略 (5) センターの運営に関する事項 ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。 (ア)～(エ) 略 イ 運営協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、<u>国が別に定める指標を踏まえて</u>、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。 (6) <u>センターの職員の確保に関するこ</u>
---	---

(<u>5</u>) 略 (<u>6</u>) 略	<u>と</u> (<u>7</u>) 略 (<u>8</u>) 略 (<u>9</u>) <u>生活支援体制整備事業に関するこ</u> <u>と</u> <u>生活支援コーディネーターと生活</u> <u>支援等サービスの多様な提供主体等</u> <u>の情報の共有・連携強化を推進するこ</u> <u>と</u> (<u>10</u>) 略 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施</u> <u>行する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（案）改正後全文

（設 置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の各業務の評価等を行い、センターの公正かつ中立な運営を図るため、八雲町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

（1） センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

（2） センターの職員配置基準に関すること

（3） センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること

（4） センターの行う業務に係る方針に関すること

（5） センターの運営に関する事項

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする

（ア） 当該年度の事業計画書及び収支予算書

（イ） 前年度の事業報告書及び収支決算書

（ウ） 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

（エ） その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、国が別に定める指標を踏まえて、定期的に又は必要な時に、事業内容の評価するものとする。

（6） センターの職員の確保に関すること

（7） 地域包括ケアに関すること

地域における介護保険以外のサービス等の連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項

（8） 認知症初期集中支援事業に関すること

認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の検討を行う。

（9） 生活支援体制整備事業に関すること

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等の情報の共有・連携強化を推進すること

- (10) その他、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組 織)

第3条 運営協議会の委員は、23人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 介護保険のサービス事業者並びに保健、医療、福祉に係る機関及び団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者及び利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を行なう。

(役 員)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員からの委任による代理出席は、本人出席とみなすものとする。

3 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体に属する委員は、当該事項の審議から除くものとする。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年11月2日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。